

令和6年6月
定 例 会

請 願 文 書 表

草 津 市 議 会

請願文書表

(目次)

請願第1号	選択的夫婦別姓の議論活性化を求める意見書の提出を要望する請願書 1
請願第2号	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求め、国に意見書をあげることを求める請願 2

請願第1号

選択的夫婦別姓の議論活性化を求める意見書の提出を要望する請願書

紹介議員 西垣 和美

【請願の要旨】

国会および政府に対し、選択的夫婦別姓の議論活性化を求める意見書を、草津市議会から提出してください。

【請願の理由】

最高裁判所は2015年および2021年、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方について「国会で論じられ、判断されるべき」と国会に委ねました。

世界で唯一、結婚時に夫婦同姓しか選べない日本では、望まない改姓による課題が山積しています。

平均初婚年齢は年々上がり、現在30歳前後。男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えています。戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。また少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれます。さらに人生100年時代、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。

選択的夫婦別姓制度の法制化は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、結婚前の姓を互いに維持したいカップルは改姓せず、夫婦別姓を選べるようにするものです。これは男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会につながります。少子化対策の一助ともなるでしょう。

また法的根拠のない「旧姓併記」がこれ以上広がることによる社会の混乱、例えば災害時の本人確認や公的書類への記載などで2つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚増加による婚姻制度の形骸化、また戸籍制度の形骸化を防ぐこともできます。さらに法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリア継続できることから、女性活躍の推進にも寄与すると考えます。

草津市では2008年に「草津市男女共同参画推進条例」を公布し、男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち草津の実現のために取り組んできました。条例の基本理念にも「家族の構成は多様であり、それぞれの生活が尊重されること」とあります。

男女がともに活躍できる社会実現のためにも、国および政府に対し、選択的夫婦別姓の議論活性化を求める意見書を提出いただきますよう要望します。

請願第2号

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求め、国に意見書をあげることを求める請願

紹介議員 藤井 三恵子

【請願趣旨】

女性差別撤廃条約は、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念として1979年に国連で採択され、日本は1985年に批准しています。この条約の大きな特徴は、締結した国に対して、「法律上の差別」だけでなく「事実上の差別」をなくし、さらに、積極的に男女平等を促進するような政策を行うことを求めている画期的な内容となっています。

1999年には、この条約の実効性を高めるために、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されました。選択議定書の内容は、人権侵害を受けた個人やグループが委員会に直接申し立てできる「個人通報制度」と委員会による「調査制度」が保障され、委員会は申し立てを検討して「見解」を公表します。現在条約締約国189カ国中115カ国が批准していますが、日本はいまだに批准していません。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になります。

世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数2023」において、日本は146カ国中125位と世界最低のレベルです。コロナ禍において、日本女性のあらゆる分野でのジェンダー不平等の実態が顕在化し、現状を打開し解決していくことは急務となっています。

政府の第5次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」とし、選択議定書については「早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府はこの立場に立ち、すみやかに選択議定書を批准すべきです。

国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し選択議定書の批准を重ねて勧告しています。国内においても現在、早期批准を求める意見書は滋賀県議会も含め、200以上の地方自治体で採択されています。

草津市議会としても、国に対して女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

【請願項目】

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求め、国に意見書を提出すること